

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長事務連絡）等により、競争入札及び随意契約の件数、金額等を公表することとされているところですが、さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約

当機構の支出の原因となる契約（当機構の経費として支出するもの）で、予定価格が100万円（物件の借り入れの場合は予定借料の年額又は総額が80万円）を超えるものを対象とする。

(2) 公表する情報

- ① 工事・物品役務等の名称、場所、期間及び種別
- ② 契約担当役の氏名並びに施設名及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約相手方の商号又は名称
- ⑤ 契約相手方の代表者職氏名及び住所
- ⑥ 随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由
- ⑦ 一般競争入札・指名競争入札の別
- ⑧ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑨ 契約金額（当機構の経費として支出する契約に係る金額。）
- ⑩ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑪ 契約相手先が公益法人の場合における公益法人の区分、国所管・都道府県所管の区分、応札・応募者数

(3) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

2 一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約（250万円を超えない工事又は製造、160万円を超えない物件の購入、年額又は総額が80万円を超えない物件の借り入れその他100万円を超えない契約）や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を当機構ホームページにおいて公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 必要に応じ当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）